

心身障がい福祉センター 児童部門

発達相談員（特定業務任用職員）募集

[募集概要]

募集職種	発達相談員
募集施設	(雇入れ直後) 心身障がい福祉センター 福岡市中央区長浜1-2-8 TEL:(092)721-1611 (変更の範囲) 変更なし
業務内容	(雇入れ直後) 就学前の障がい児や発達が気がかりな子どもの心理・発達検査、保護者に対する発達相談、グループ療育等。 ※実務については、経験豊富なスタッフがサポートします。 (変更の範囲) 変更なし
採用人数	2名程度（育休代替）
応募資格	次のいずれかの条件を満たしていること ① 4年制大学又は大学院において、心理学、教育学、社会学、社会福祉学のいずれかを専攻して卒業（修了）し、臨床心理士もしくは公認心理士の有資格者 ② 大学院で心理学を専攻して修了した人、もしくは修了見込みの人
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（両者合意の上、雇用開始日の変更あり） 任用更新の可能性 あり（育休職員の復帰まで）

[労働条件]

身 分	特定業務任用職員（正規職員ではありません）
勤 務 日	月～金
勤務時間	8：45～17：15（途中休憩45分） 時間外勤務はありません。
休 日	土・日・祝日、年末年始休暇12／29～1／3
休 暇	1 年次有給休暇 年20日（4月任用開始の場合）
※育休代替えの場合は、雇用期間によって変更あり	(1) 時間単位年休 [有り（上限日数5日）] 2 育児休業 有り ただし、条件あり（無給） 3 病気休暇 有り 1年度につき最長60日 (無給) ただし、10日を超えない範囲は有給 4 介護休暇・介護時間 有り（無給） 5 子の看護休暇 [有り（有給）5日（2人以上の場合は10日）] 6 夏季休暇 5日（有給） 7 その他の特別休暇等 多数有り
報 酬	給料月額（地域手当含む）245,630円～ ※実務経験換算あり（要件を満たす場合、月額252,780円～）
交 通 費	実費相当
諸 手 当	地域手当、通勤手当（上記）
賞 与	期末・勤勉手当あり ※年間最大4.5か月分
退 職 金	社会福祉施設職員等退職共済制度に加入（4月1日在職者）
社会保険	健康保険、厚生年金に加入 雇用保険適用

[申込及び採用方法]

申込期間	令和8年1月30日（金）～
申込方法	電話による申込 ※必ず、電話でお申込みください。
採用面接	1. 選考方法 面接及び簡単な作文（志望動機）。 2. 日時 隨時 ※応募者と日程調整を行います。 3. 会場 福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター）
提出書類	①顔写真付き履歴書 ②職務経歴書 ③資格証の写し（※） ※資格取得見込の場合、卒業見込証明書又は在学が確認できるもの
申込先 (担当)	心身障がい福祉センター療育相談課（担当：川原） 福岡市中央区長浜1-2-8 TEL：(092) 721-1611

[備 考]

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めております。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号) 第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号) 第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号) 第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号) 第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの